

住宅用火災警報器

平成22年4月1日から、すべての住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器。

設置することで住宅火災の被害を軽減することができます。

住宅用火災警報器の設置場所

正しく設置して
住宅火災を軽減します。

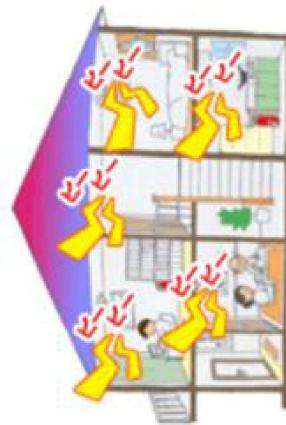
普段使っている居室(居間・子供部屋・寝室等)、階段、台所の天井や壁に設置しましょう。

※自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている部屋等は設置の必要はありません。

※浴室、トイレ、洗面所、納戸等は設置場所に含まれません。

■ 戸建住宅の場合

■ マンションやアパートの場合



※メッシュタイプの場合、階段にも設置が必要です。
※建物の共用部分である階段、廊下、エレベーターホール等には、設置の必要はありません。

※3階建ての場合は、1階と3階の階段の踊り場に設置が必要です。

- ・ご希望の場合、1,650円(税込)/個で、3個以上ご購入の場合は1,100円(税込)/個でお取り付けします。
- ※高所・コンクリート天井等設置場所により別途費用が掛かる場合があります。
- 10年経つたら交換

設置する住宅用火災警報器の種類

火災予防条例施行規則第11条の8により定められています。

設置場所	種類
居室(居間、子供部屋、寝室等)、階段	煙式
火災以外の煙を感じて警報を発する恐れのある場所、台所	煙式または熱式

煙や熱に反応して
警報音が鳴ります



10年経つたら交換

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れ等で火災感知しなくなる恐れがあります。
設置から約10年が経過したものは、機器本体を交換しましょう。

「ちしち」のためには、
日頃のお手入れが重要です

集特器火消

消防器具特集

もしものために
いま、備えよう。

大切なものと財産を守るために、初期消火器を備えます。

消火器の種類

代表的な粉末系と水系の消火器をご紹介します。

消火器本体に表記される消火媒体表示のマーク	火災種別・燃焼物	ABC粉末消火器	粉末系 水系 中性強化液消火器
	A火災(普通火災) 木製品・紙・繊維性製品・ゴム・樹脂等が燃える火災	○	○
	B火災(油火災)	○	○
	C火災(電気火災) 通電中のコンセント等、電気設備による火災	○	○(霧状)
消火薬剤の特長			リノ酸アンモニウムを主成分とした微粉末で炎の抑制効果が高く、素早い消火ができます。

【参考】総務省消防庁「消火器消火特性検討委員会による実験調査」一般社団法人日本消火器工業会

申込書の内容

あわせん価格で購入をご希望の場合、申込書としてご活用ください。
点線枠内に記入してはがき又はFAX用紙へ貼り付けるか、
点線枠内の内容をはがき等へ直接ご記入いただいたにも構いません。

はがき裏・ファックス用紙 貼り付け用	
1 購入を希望するもの	
消火器	
①蓄圧式・粉末1.2kg	本
②蓄圧式・粉末1.5kg	本
③蓄圧式・粉末3.0kg	本
処分消火器引き取り(希望する場合)	
本	
※引き取りには別途費用がかかります。	
住宅用火災警報器	
①煙式	個
②熱式	個
取り付け(希望する場合) 有・無	
※取り付けには別途費用がかかります。	
2 住所・電話番号	
<hr/>	
3 氏名	
<hr/>	<hr/>

火災に使用した消火器の薬剤補充

- ※消火器本体の腐食や老朽化等の理由により、補充できない場合があります。
- ※補充にあたっては、火災現場での消防署の指示に従ってください。
- ※製造年から10年経過した消火器は詰め替えできません。

大田区防災危機管理課
令和7年4月
03-5744-1235